

JCBA

No.173 Jul. 2022

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 第28回通常社員総会の開催
- 3 阪田関税局長講演会の開催
- 22 各通関業会定時総会の開催
- 28 通関士セミナーの開催
- 30 ダイバーシティ推進部会WT会合の開催
- 32 通関業会だより（東京通関業会）
- 37 各通関業会業務報告

第28回

通常社員総会の開催

(一社)日本通関業連合会は、去る5月31日(火)にホテルグランドアーク半蔵門「光の間」において、第28回通常社員総会を開催しました。

新型コロナウイルス感染者の減少を踏まえ、2年ぶりに対面での社員総会の開催となりました。

社員総会では、定款の規定により、岡藤 正策会長が議長を務め、総会開催のご挨拶の後、以下の議案について審議が行われました。

【付議事項】

第1号議案 令和3年度事業報告に関する件

第2号議案 令和3年度決算に関する件

第3号議案 令和4年度事業計画(案)に関する件

第4号議案 令和4年度収支予算(案)に関する件

審議の結果、第1号議案から第4号議案のすべてについて、原案通り承認されました。



岡藤会長



今野専務理事



阪田関税局長講演会

令和4年5月31日（火）、（一社）日本通関業連
合会通常社員総会終了後に、ホテルグランドアー
ク半蔵門「華の間」において、坂田関税局による
講演会が開催されました。

冒頭、岡藤会長による阪田関税局長のご紹介及
びご挨拶の後に、「関税政策・税関行政の現状に
ついて」と題し、

- ・ロシア制裁に関する状況
- ・国際的な取組
- ・スマート税関構想
- ・税関150周年

について、昨今の世界情勢における我が国の対応、スマート税関構想における進捗状況や課題等について、詳
しくかつ分かりやすくご紹介頂きました。

当日は約60名近くの会員、関係者が出席されました。

阪田関税局長様、お忙しい中、ご講演を頂きまして、どうもありがとうございました。



阪田関税局長



岡藤会長



阪田関税局長

関税政策・税関行政の 現状について

関税局長 阪田 渉
令和 4 年5月31日

1. ロシア制裁に関する状況

2. 国際的な取組

3. スマート税関構想

1. 進捗状況

2. 税関を取り巻く環境変化への対応

4. 税関150周年

ロシア等への輸出入禁止措置について①

- 2022年2月21日、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令への署名等を実施。また、同年2月24日、ロシアは、ウクライナへの軍事行動を開始。さらに、同年4月、ロシア軍が占拠していたキーウ近郊の地域において、民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰り返されていることが明らかとなった。
- ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）によりロシア等への輸出入禁止等の措置を講じている。
- 税関においては、輸出又は輸入される貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要とされるか否かの確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施し、輸出入禁止措置の実効性を確保。

外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置の概要（令和4年5月20日時点）

対象国・地域	措置の内容		施行日
ロシア	輸出禁止	国際輸出管理レジームの対象品目 ※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等	3月18日（金）
		ロシアの特定団体（軍事関連団体）への輸出 ※特定団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等	
		ロシアの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品 ※半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品	
		石油精製用の装置	4月5日（火）
		奢侈品 ・酒類 ・たばこ製品 ・香水類、化粧品 ・革製品 ・毛皮 ・衣類、履物（10万円超） ・帽子（10万円超） ・絨毯 ・宝飾品 ※少額（4万円以下）の物品は対象外。 ・紙幣・金貨・金の地金	
		先端的な物品等 ※量子コンピュータ、3Dプリンター等	
			5月20日（金）

2

ロシア等への輸出入禁止措置について②

外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置の概要（令和4年5月20日時点）

対象国・地域	措置の内容		施行日
ロシア	輸入禁止	ロシアを原産地又は船積地域とする次の貨物（数字は、関税率表の番号） 1 アルコール飲料 22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 2207.10, 22.08（6品目） 2 木材（チップ、丸太及び単板） 4401.21, 4401.22, 44.03, 44.08（4品目） 3 機械類・電気機械 84.07, 84.09, 84.12, 84.13, 84.14, 84.15, 84.18, 84.19, 84.21, 84.22, 84.24, 84.28, 84.31, 84.43, 84.50, 84.62, 84.66, 84.71, 84.73, 84.77, 84.79, 84.81, 84.82, 84.83, 87.03, 87.08, 87.11, 87.14（28品目） ※ 経過措置：施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入が認められる。	4月19日（火）
「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）	輸出禁止	「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物	3月18日（金）
	輸入禁止	「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする貨物	2月26日（土）
ベラルーシ	輸出禁止	国際輸出管理レジームの対象品目 ※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等	3月18日（金）
		ベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出 ※特定団体：ベラルーシ国防省等	
		ベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品 ※半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術	

3

関税暫定措置法改正（ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回）の背景

ロシアによるウクライナ侵略に対しては、我が国としても、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施。こうした中、3月11日のG 7 首脳声明で、更にG7が連携して措置をとることに合意。

G 7 首脳声明（令和4年3月11日）抜粋

- ▶ 我々は、我々の経済及び国際金融システムからロシアを更に孤立させることを引き続き決意している。したがって、我々は、各国の法的権限及び手続と整合的な形で、現在我々がとっている対応の文脈において可及的速やかに更なる措置をとることにコミットする。
- ▶ 第一に、我々は、各国の手続と整合的な形で、重要製品に関するロシアの最恵国の地位を否定する行動をとるよう努める。これにより、ロシアの世界貿易機関（WTO）加盟国としての重要な利益が打ち消され、ロシア企業の製品がもはや我々の経済において最恵国待遇を受けないことが確保される。我々は、G 7 を含め、ロシアの最恵国待遇の撤回を宣言したWTOメンバーによる幅広い連合による声明が現在準備されていることを歓迎する。

各国の対応

- ▶ 米国
 - ・ 3月11日、バイデン大統領は、ロシアへの最恵国待遇を無効化する旨表明し、4月8日に最恵国待遇税率撤回を含む法案が成立。
- ▶ EU
 - ・ 3月15日、最恵国待遇撤回を、関税率引上げではなく、輸出・輸入禁止措置の組合せで行うことを発表。
 - ・ 順次ロシアからの鉄鋼製品・石炭類等の輸入及びロシアへの奢侈品・量子コンピュータ等の輸出を禁止。

4

関税暫定措置法の一部を改正する法律の概要

改正前

- ▶ 関税法第3条においては、輸入品に係る関税は、関税に関する法律によって定められることを原則としつつ、条約に特別の規定がある場合は、その規定によることとされている。
- ▶ この規定に基づき、WTO協定等の条約に規定がない場合は関税定率法に基づく基本税率又は関税暫定措置法に基づく暫定税率が適用されている一方、WTO加盟国に対してはWTO協定上の最恵国待遇原則に基づく税率（WTO協定税率）が適用されている。

（参考） 最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。
ロシアに対しては、WTO協定上の最恵国待遇原則に基づきWTO協定税率が適用されている。

改正後

- ・ ロシアに対してWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法に以下を内容とする新第3条を新設する。

「国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもののうち、政令で定める期間内に輸入されるものに課す関税率は、関税法第3条ただし書の規定にかかわらず、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とする。」

- ・ 政令で以下のとおり定めることとする。
対象国：ロシア 物品：全品目 期間：令和4年4月21日から令和5年3月31日

（公布日）令和4年4月20日

（施行日）令和4年4月21日（公布日の翌日）

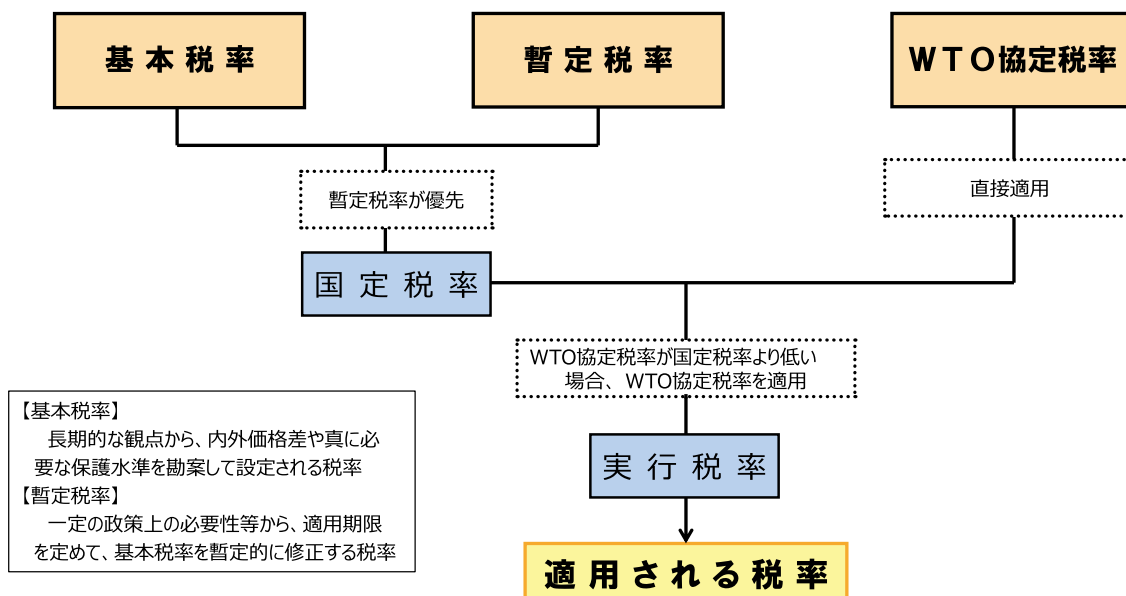
5

(参考) 輸入品に係る関税率

関税法

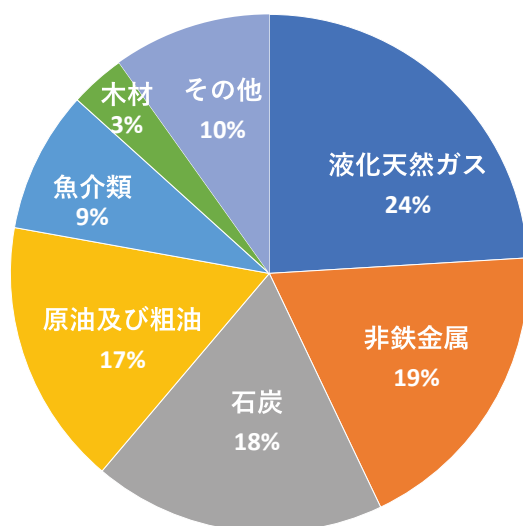
(課税物件)

第三条 輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。



6

(参考) ロシアからの輸入品目（2021年）



※税率は主な税番のものを記載
 ※先般の法改正により、2022年4月21日からロシアに対しては国定税率（基本税率又は暫定税率）を適用
 ※出典：財務省貿易統計 2021年確々報値

品目名	輸入額 (億円)	基本 税率	暫定 税率	(参考) WTO 税率
液化天然ガス	3,724	無税	—	無税
非鉄金属 (うちパラジウム)	2,924 (1,507)	無税	—	無税
石炭	2,828	無税	—	無税
原粗油	2,578	無税	—	—
魚介類	1,373	5%	—	3.5%
木材	534	8%	—	4.8%
その他	1,527			
合計	15,489	—	—	—

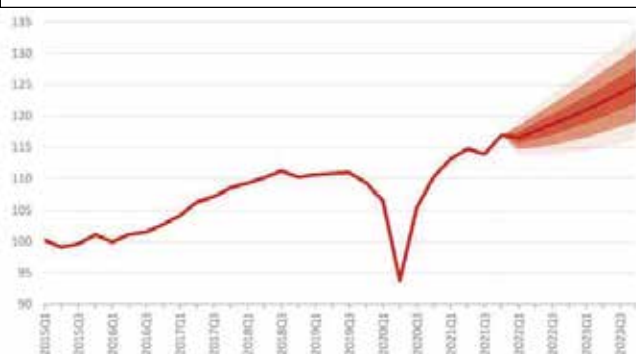
7

ウクライナ紛争の世界貿易への影響

＜世界貿易の見通しに関するWTOプレスリリース（2022年4月12日）＞

- **ウクライナ紛争**の勃発により、世界貿易の脆弱な回復が危険に晒されている。
- **2022年の世界物品貿易量（※）の見通し**は、前年比+3.0%と、前回見通し（2021年10月時：前年比+4.7%）から下方修正。2023年は前年比+3.4%の見通し。但しいずれの見通しも、紛争状況に応じ不確実性を伴う。
- ウクライナを除く、**独立国家共同体（CIS）地域**においては、2022年の輸入量が前年比▲12.0%となる見通しである一方、依然として他国による**ロシアへのエネルギー依存**が続いていることから、輸出量は前年比+4.9%と、増加する見通し。
- 世界経済に目下最大の影響を及ぼしているのは、**物価の急激な上昇**。**ロシア及びウクライナは、食料、エネルギー、肥料を含む必需品の主要供給国**であり、紛争は世界経済に深刻なダメージを与えている。その影響は世界中に及ぶが、とりわけ、食料が家計消費に占める割合が大きい低所得国に特に影響を及ぼすこととなる。

※「物品ごとの貿易額（輸出入平均）÷単価」で算出。



世界の貿易量（2015-2023）*2022以降は見通し

（指標：2015年第1四半期=100、物品貿易量ベース）

— : 今回の見通し
— : 見通しの不確実性の幅

8

ロシアとの輸出入額と主な輸出入品目（2022年4月）

【2022年4月の輸出入額】

	金額	前年同月比	（参考）2021年4月
輸出	238億円	▲69.3%	774億円
輸入	1,871億円	67.3%	1,118億円
差引	▲1,633億円	374.4%	▲344億円

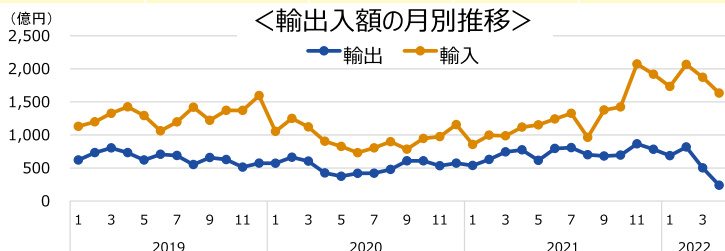
【主な輸出品目】

品目	数量	前年同月比	金額	前年同月比
自動車	12,261台	▲44.1%	134億円	▲51.5%
自動車の部分品	1,926トン	▲85.9%	6億円	▲93.6%

【主な輸入品目】

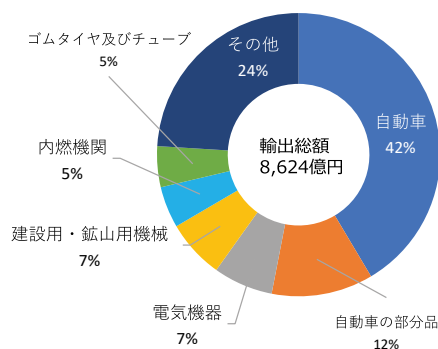
品目	数量	前年同月比	金額	前年同月比
液化天然ガス	40万トン	▲14.0%	287億円	+61.6%
原粗油	49万KL	▲27.5%	439億円	+43.2%
石炭	141万トン	▲9.8%	479億円	+173.8%
非鉄金属	4万トン	+18.3%	274億円	+20.5%

＜輸出入額の月別推移＞

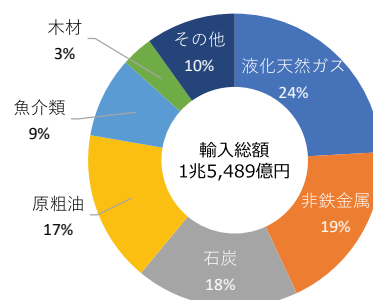


【参考：2021年の輸出入】

＜輸出＞



＜輸入＞

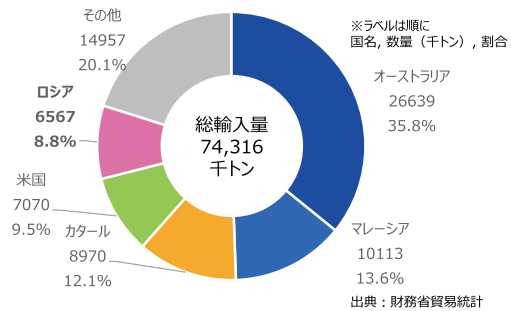


出典：財務省貿易統計

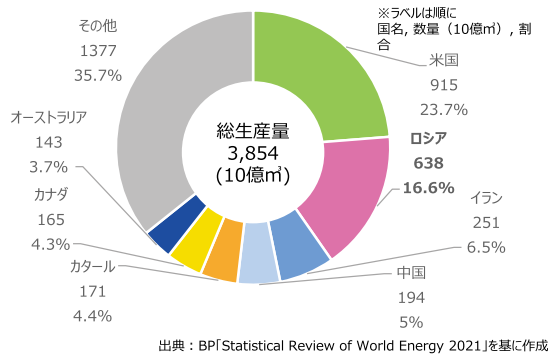
9

LNG（液化天然ガス）の輸入状況等

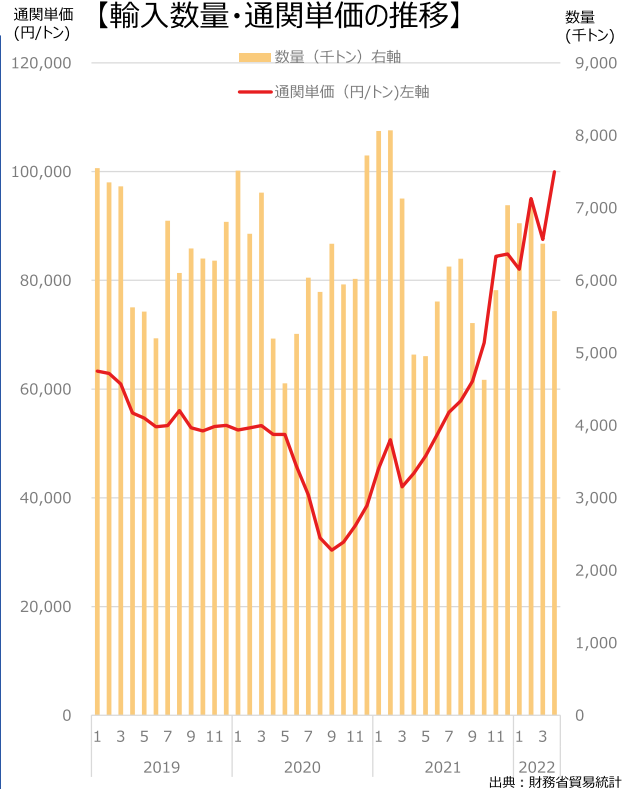
【日本の輸入量（2021年）】



【世界の生産量（2020年）】



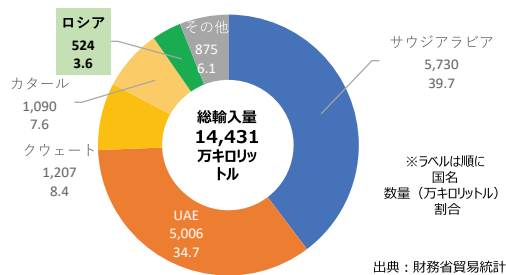
【輸入数量・通関単価の推移】



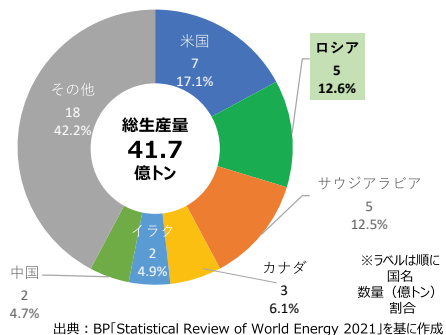
10

原油の輸入状況等

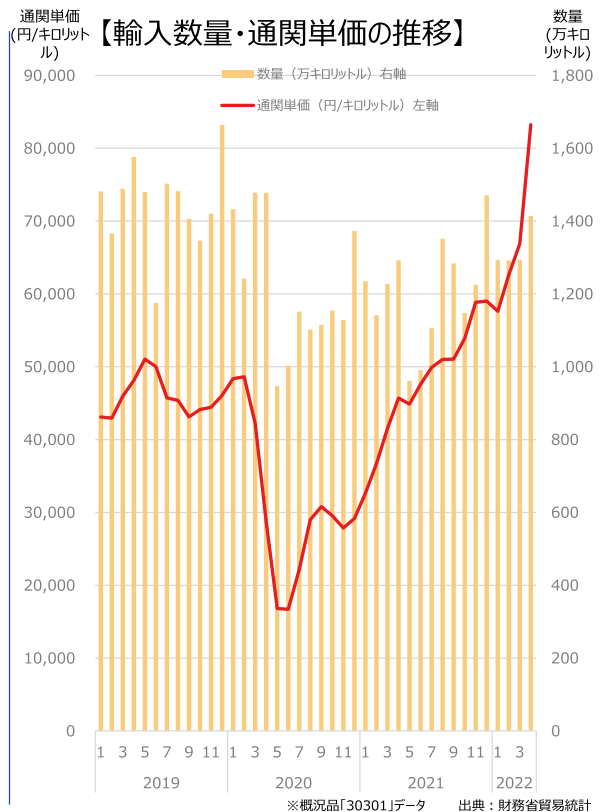
【日本の輸入量（2021年）】



【世界の生産量（2020年）】



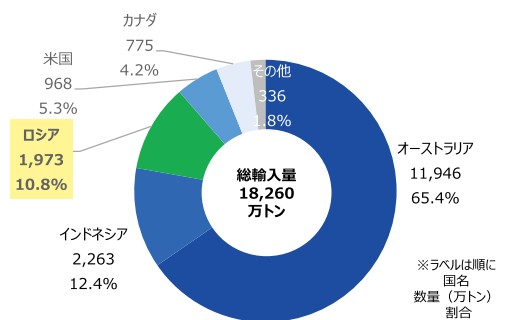
【輸入数量・通関単価の推移】



11

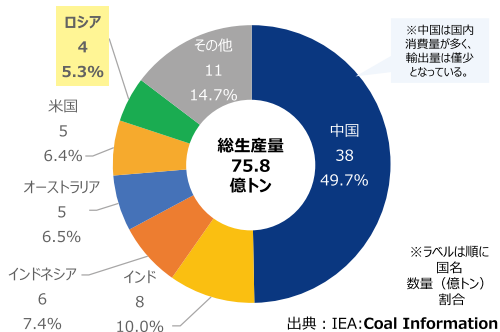
石炭の輸入状況等

【日本の輸入量（2021年）】



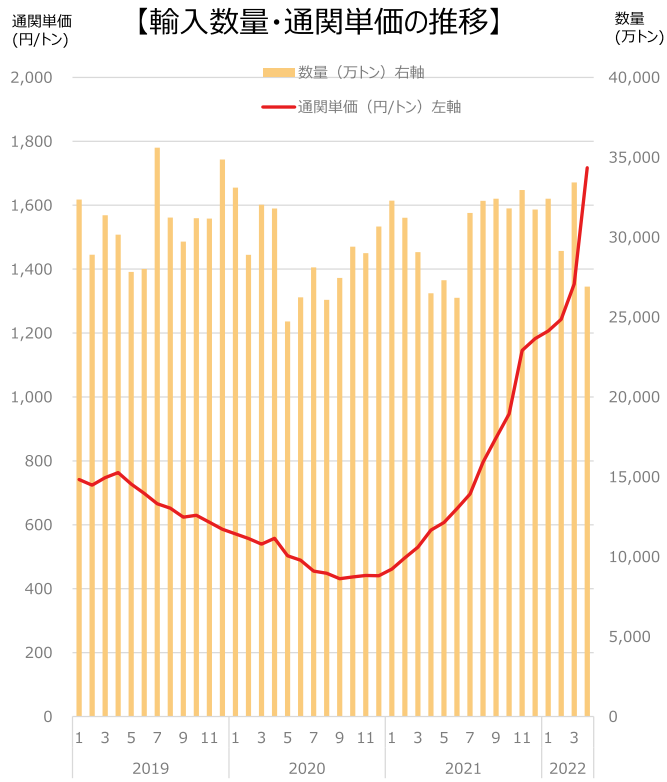
出典：財務省貿易統計

【世界の生産量（2020年）】



出典：IEA:Coal Information

【輸入数量・通関単価の推移】

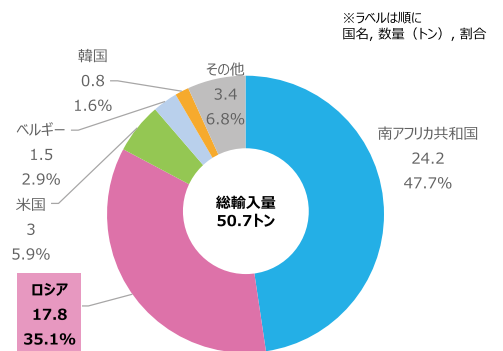


出典：財務省貿易統計

12

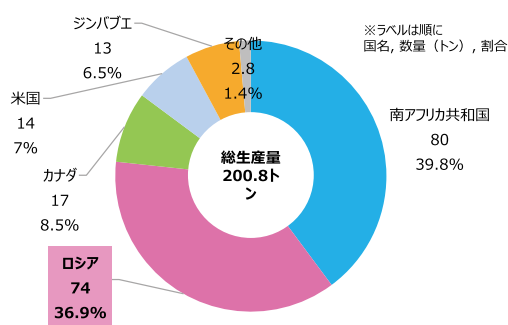
パラジウムの輸入状況等

【日本の輸入量（2021年）】



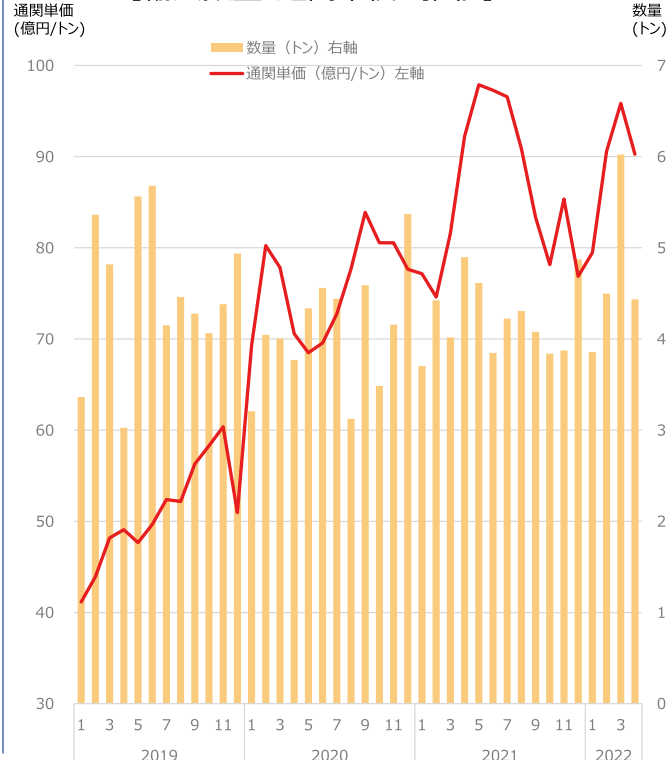
出典：財務省貿易統計

【世界の生産量（2021年）】



出典：USGS・HP掲載資料を基に作成

【輸入数量・通関単価の推移】



出典：財務省貿易統計

13

1. ロシア制裁に関する状況

2. 国際的な取組

3. スマート税関構想

1. 進捗状況

2. 税関を取り巻く環境変化への対応

4. 税関150周年

14

WCO（世界税関機構）の概要

- ・世界184か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立（日本は1964年に加入）。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

事務局（本部）（ベルギー・ブリュッセル）



事務総局長

御厨 邦雄（日本）
2009年1月～2023年12月
（3期合計）



事務総局次長

R. Treviño（メキシコ）
2018年1月～2022年12月

関税・貿易局長

K. KAIPOULOS（ギリシャ）
2021年3月～2025年12月

キャパシティビルディング局長

T.Kang（韓国）
2019年9月～2024年12月

監視・手続局長

P. Das（インド）
2020年1月～2024年12月

我が国の貢献

- ・事務総局長を含め15名の職員（うち本部に12名）を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金：第3位（6.76%、2021/2022年度）、関税協力基金（技術協力）：米国に次ぎ第2位の拠出（約21.9%、2020/2021年度）。
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

15

WCOの最近の動き

WCOアジア大洋州地域関税局長・長官会合

WCO AP地域 33か国
年1回の局長級会合

- 5月18～19日@インドネシア・バリ
- 次期WCO戦略プラン(2022-2025)
(6月のWCO総会にて承認予定)



その他のWCO関連の動き

- 5月、WCO-UPU（万国郵便連合）との間の
協力覚書について、改定版を新たに締結

16

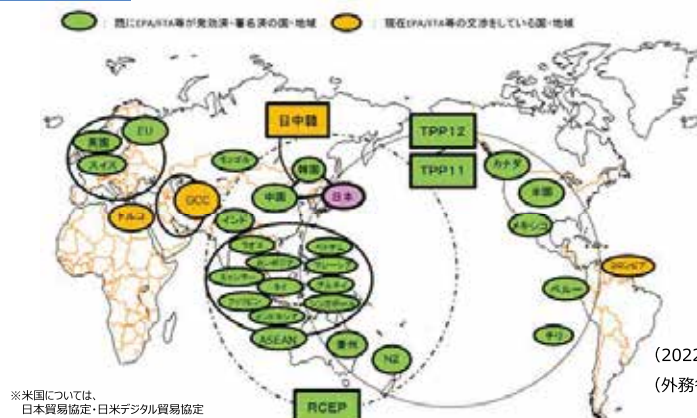
我が国 E P A 等の現状

発効済 (20)

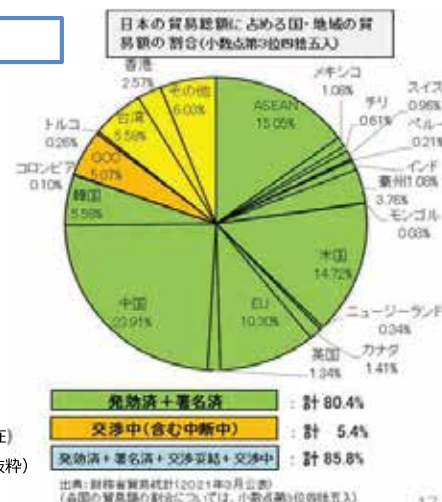
シンガポール（2002年11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、ASEAN（2008年12月、（2020年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、豪州（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、TPP11（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP（2022年1月）

署名済 (1)

TPP12（2016年2月）



(2022年3月現在)
(外務省HPより抜粋)



17

TPP 11 への新規加入の動き

- TPP 11 協定は、2017年の米国のTPP離脱を踏まえ、2018年3月に11か国で署名。
- 市場アクセスの面でも、電子商取引、知的財産、政府調達、国有企業等ルールの高レベルの内容となっている。
- 締約国は、日本、豪州、カナダ、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム。（ブルネイ、チリ、マレーシアについては国内手続中。）
- 新規加入要請に対する**日本の立場**：加入希望国・地域が、**TPP 11の高レベルの内容を完全に満たす用意ができていないかまづはしっかり見極め、戦略的な観点や国民の理解を踏まえながら対応。**

1. 英国加入プロセス

- 昨年2月1日の加入要請後、6月2日のTPP委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高レベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施中。本年2月18日、**市場アクセス交渉入り**を決定。

2. 加入要請済の国・地域

- **中国**（昨年9月16日）、**台湾**（9月22日）、**エクアドル**（12月17日）。いずれも、**加入手続は未開始**（開始には委員会のコンセンサスが必要）。

3. その他

- 加入関心表明国・地域：**韓国、タイ、フィリピン等**。
- **米国**：**バイデン政権は、国内の競争力を強化するまで、新たな貿易協定は当面結ばない方針**。

18

RCEP 協定の概要

経 緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- 2022年1月1日に10か国間※で発効。
（※日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム）
- 2月1日に韓国について発効。3月18日にマレーシアについて発効。



意 義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド（2019年11月以降交渉不参加）については、復帰を働きかけたが、一昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定（インド以外の国は発効後18か月を経過した後のみ加入可）。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対 象 分 野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

参 加 国

ASEAN10か国
（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド（NZ）

- 人口
22.7億人（2019年）
（世界全体の約3割）
- GDP
25.8兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）
- 貿易総額（輸出）
5.5兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）

19

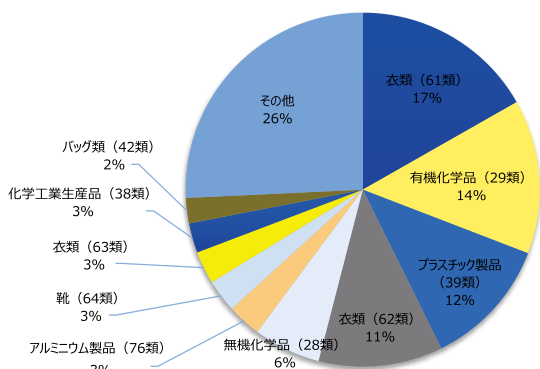
RCEP協定の日本における利用状況

- 2022年1月1日の発効以降、各税関において円滑に利用されている。
- RCEP税率適用輸入金額全体のほとんどが**中国からの貨物（91.7%）**。
- 中国については、発効後3か月（1月1日～3月31日）のRCEP税率適用額は**5,047億円**。
品目別では、①**衣類**、②**化学品**、③**プラスチック製品**の順。
- 韓国については、発効後2か月（2月1日～3月31日）のRCEP税率適用額は**355億円**。
品目別では、①**プラスチック製品**、②**化学品**、③**銅製品**の順。

RCEP税率適用輸入金額（億円） （2022年1月1日～3月31日）	
中国	5,047（91.7%）
韓国	355（6.5%）
ベトナム	64
タイ	34
NZ	2
マレーシア	0.3
豪州	0.3
カンボジア	0.3
シンガポール	—
ブルネイ	—
ラオス	—
合計	5,503

注：韓国は2022年2月1日以降、マレーシアは3月18日以降の輸入金額

RCEP税率適用上位10品目（適用額ベース）
（2022年1月1日～3月31日）



出所：財務省統計指標（経済連携協定別時系列表）より作成

20

EPA利用促進に向けた取組

今年1月にRCEPが発効したことにより、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が約8割となったことから、EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要。

具体的な取組

- 税関ホームページの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による**情報発信の強化**
- 事業者のニーズに沿った説明会の開催による**理解の促進**
- 輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による**輸出者支援**
- ヒアリングやアンケートを通じた**ニーズの把握**

【利便性の向上】



【コンテンツの充実】



21

1. ロシア制裁に関する状況

2. 国際的な取組

3. スマート税関構想

1. 進捗状況

2. 税関を取り巻く環境変化への対応

4. 税関150周年

22

スマート税関構想2020の進捗①

スマート税関構想2020（2020年6月公表）

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン。公表から約2年が経った現在における主な進捗は次のとおり。

Solution（利便性の向上）

01 税関手続の一層のデジタル化

- 電子申告ゲートの増配備
7大空港へ計58台配備。
- 納税のキャッシュレス化
 - ・ 2021年3月に関税法改正を行い、キャッシュレス決済による納税を可能に。
 - ・ 2021年7月からスマートフォン決済アプリ、2022年2月からクレジットカードによる納税に対応。
- 貿易関係事業者等に係る税関手続のデジタル化
減免税関係手続や知的財産関係手続など、書面の提出が必要であった一部の手続をデジタル化。



02 相談対応の利便性の更なる向上

- 税関ホームページのリニューアル
利用者にとって見やすく、必要な情報が容易に検索・入手できるようホームページのコンテンツや機能等を改善。2021年9月リニューアルオープン。
- 税関チャットボット
税関相談において日時にとらわれない相談チャネルとして、自動応答プログラム（いわゆるチャットボット）を活用。2021年2月リリース。
- EPA利用者支援
日英EPA及びRCEPの説明会を実施。輸出入者における原産地証明の自己申告を適切に行うための支援として、原産地手続を解説した動画をYoutubeの税関チャンネルで提供、動画の内容を基にしたリーフレットを作成し周知。



23

スマート税関構想2020の進捗②

Multiple - Access (パートナーシップ強化)

01 関係機関・事業者との更なる連携

- 事業者・関係業界団体とのパートナーシップ強化
関税局と関係業界との間で定期的な意見交換を実施。産業界の具体的なニーズ把握や、現行制度への理解向上に寄与。
- AEO制度の利用拡大に向けた取組の推進
 - ・ AEO制度の運営方針に係る新通達に基づき運用を明確化 (2021年7月)
 - ・ カルネ申告に係る申告官署の弾力化、加工修繕貨物に係る減免税手続の簡素化 (2021年4月)
- 事前電子情報の更なる入手に向けた働きかけ
- 先端技術を活用した情報収集の検討



Resilience (しなやかで頼もしい税関へ)

01 災害等非常時に強いシステムの検討

- 危機管理AIの活用検討
被災情報の迅速な収集を行うことで災害等非常時においても税関業務を継続すべく、危機管理AIによるリアルタイムな情報収集のトライアルを実施。
- テレワーク環境の整備
柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境を充実。



02 海岸線等の監視取締りにおける先端技術の活用

- ドローンの活用
海岸線や離島の監視取締りにドローンを活用。



24

スマート税関構想2020の進捗③

Technology & Talent (先端技術の活用と人材育成)

01 先端技術の積極的な導入・利活用

- ビッグデータ解析
税関が保有するビッグデータ (輸出入実績等) をAIに学習させ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用を開始。また、輸出入通関の審査・検査業務を支援するAIモデル等を開発中。



事後調査したほうがいいのかもリスト
検査したほうがいいのかもリスト
申告間違ってるかもリスト



- AIによるX線画像審査支援
国際郵便物の検査について、X線画像から内容物の識別を行うAIを開発。検査対象郵便物の自動選別を行うため、AIを活用開始。

- RPAの活用 ※RPA (Robotic Process Automation)
データの入力や転載作業等、定型的かつ反復性のある約270業務をRPA化。
(令和4年4月1日現在)



02 検討体制の整備及び人材の育成・確保

- 職員研修
データサイエンス分野に明るい人材を育成するため、全職員に対して研修を実施。
- 有識者との意見交換

25

1. ロシア制裁に関する状況
2. 国際的な取組
3. スマート税関構想
 1. 進捗状況
 2. 税関を取り巻く環境変化への対応
4. 税関150周年

26

税関を取り巻く環境変化への対応（スマート税関構想2020からスマート税関の実現へ）

スマート税関構想2020で想定する環境変化

1. モノの流れ
 - ① 越境電子商取引の拡大
 - ② EPAの締結及びFTA比率の拡大
 - ③ 船舶の大型化及び海上輸送網の構築
2. ヒトの流れ
 - ① 訪日外国人旅行者数の増加
 - ② 日本人の海外旅行者数の増加
3. カネの流れ
 - ① 暗号資産の出現
 - ② キャッシュレス化の推進
4. 社会構造の変化/災害リスク等
 - ① 総人口及び労働力人口の変化
 - ② 働き方改革
 - ③ 災害リスク等への備え
5. 先端技術の進展
 - ① AI等先端技術の活用
 - ② 5Gのサービス開始
 - ③ 貿易分野への分散台帳技術の活用
6. 国際治安情勢の変化
 - ① 継続する国際テロの脅威
 - ② 北朝鮮による密輸の巧妙化
 - ③ 国際犯罪組織の活発化及び犯罪の巧妙化

新たな環境変化

- 新型コロナウイルス感染拡大とポストコロナへの対応
 - 非接触、リモート、分散の必要性
 - ヒトの移動の再開後における観光立国への更なる貢献
- サプライチェーンの変化の加速
 - 越境電子商取引（EC）の拡大による輸入小口急送貨物の加速度的な急増
 - ・ ECプラットフォーム事業者の提供するサービスの利用拡大
 - 経済連携協定の更なる拡大
- デジタル化の加速
 - デジタル庁の設置
 - 民間事業者におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速
 - 貿易関係書類の電子化に向けた取組
- 新たなニーズの出現
 - 経済安全保障上の脅威の高まり
 - 民間事業者のビジネス形態に応じた保税地域の活用
 - 輸出品販売場制度の電子化による利用実態の可視化

など

税関を取り巻く新たな環境変化も踏まえ、スマート税関を実現するために、制度改正を含め、時間軸をもって所要の対応について検討する必要

27

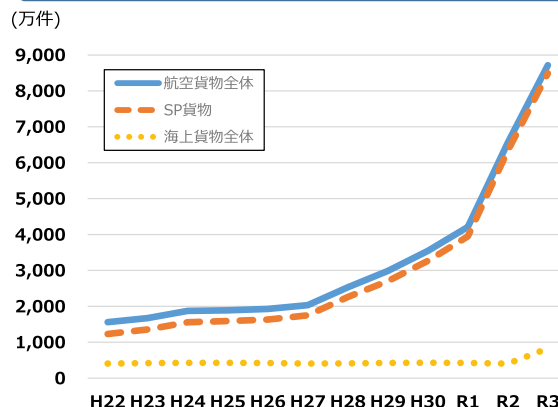
新たな環境変化：サプライチェーンの変化の加速

越境電子商取引（E C）の拡大による輸入小口急送貨物の加速度的な急増

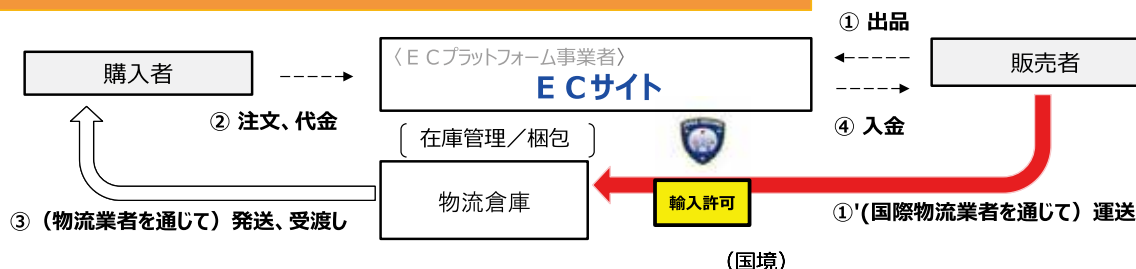
- 電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が進展し、E Cプラットフォーム事業者の提供するサービスを介したS P貨物が急増している状況。
- 税関職員の数に限られている中、不正薬物の密輸防止に加え、テロ対策の観点からも、S P貨物の取締りの強化が必要。
- ✓ 大量の小口貨物に対する取締りを効果的・効率的に実施するため、事前情報の活用を継続。
- ✓ 限られたマンパワーを有効に活用するため、先端技術の活用を含め通関事務の更なる効率化等を推進。

（参考）S P貨物：輸出者（荷送人）の戸口から輸入者（荷受人）の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

S P貨物に係る輸入の許可・承認件数の推移



E Cプラットフォーム事業者の提供するサービスを介したS P貨物（イメージ）



新たな環境変化：新たなニーズの出現

経済安全保障上の脅威の高まり

- 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当する貨物については、輸出を許可するにあたり、経済産業大臣の輸出承認等の証明がなされているかを確認。
- 輸出規制に該当しない貨物として申告された場合であっても、輸出申告の内容及び経済産業省からの情報提供等に基づき、輸出規制の該当性について厳格な審査及び必要な貨物確認を行うとともに、輸出申告の適正性を確認するための輸出者に対する事後調査を実施。
- 加えて、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止するための情報収集・分析を実施。

（注）2021年の輸出許可件数は、2千7百万件（前年比23%増）

外為法違反発覚の端緒分類割合（令和2年度経済産業省資料）



税関の事後調査を端緒に発覚した事案29%

- 昨今、経済安全保障上の脅威への対処が、政府全体として、重要な政策課題となっている。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)
 - 経済安全保障の取組を関係府省庁が一層連携して実施していく観点から、推進体制を整備するとともに、関係府省庁における体制を強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備
 - 総理所信表明演説（令和3年10月8日）

「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。」
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組みを進める必要。

輸出物品販売場制度の電子化による利用実態の可視化

- 輸出物品販売場制度とは、消費税法に基づく制度であり、外国人旅行者などの非居住者（以下「外国人旅行者」という。）が、輸出物品販売場（いわゆる免税店）で、通常生活の用に供する物品を輸出する（外国に持ち出す）ために購入する場合に、一定の手続きに基づき、消費税が免除される制度
（参考）免税販売の対象者・対象物品等
・ 非居住者が輸出するために購入する通常生活の用に供する物品
・ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象外
- 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、免税販売手続（購入記録票の作成等）を電子化【2020年4月より実施⇒**2021年10月完全電子化**】
- 税関においては、外国人旅行者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との対査確認を実施

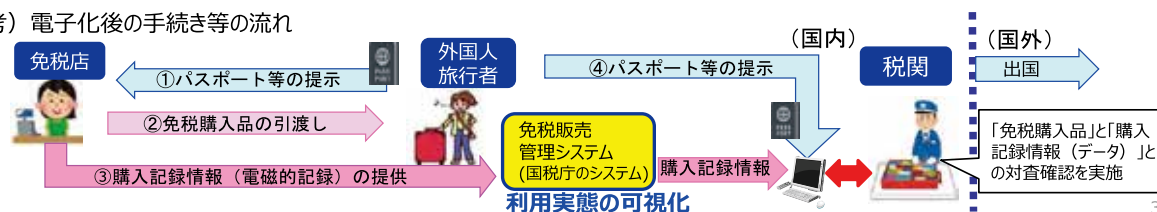
利用実態の可視化

- 購入記録情報を活用し、外国人旅行者の出国時における税関の対査確認において、不審事案（免税購入品を所持しておらず、別送した又は購入していないと主張する等）を確認
- 完全電子化により、制度の利用実態等が一層可視化されることとなり、更なる不正事案を確認・把握する可能性

不正事案への対応

- 不正事案を把握・蓄積し、不正手口等の分析や調査等を行い、輸出物品販売場制度の適正執行に向け対応策を講じていく必要
- 税関と国税当局が緊密に連携し、免税販売管理システム（国税庁のシステム）を活用しつつ、輸出物品販売場制度の適正執行の方策について検討

（参考）電子化後の手続き等の流れ



30

関係団体との意見交換について

- 物流の現状や事業者の直面する課題について把握し、関税・税関行政の改善につなげる等の観点から、関係団体との意見交換を積極的に実施している。
- 物流には、船会社、航空会社、フォワーダー、海貨業者、通関業者、倉庫業者、商社、メーカーと様々なプレイヤーが関わっており、それぞれ関係団体から現場の声を聴くことで、通関手続きにとどまらず、物流全体の課題等の把握に努めている。

（参考）意見交換を実施している関係団体

日本船主協会、航空貨物運送協会、日本通関業連合会、日本貿易会、日本機械輸出組合、日本自動車工業会、日本関税協会、経団連、日本商工会議所、経済同友会など

関係団体からの意見等を踏まえ、関税局・税関において実施した施策例

税関手続きの電子化（政令改正）

- 減免税関係手続等の200以上の税関手続きについて、NACCSを用いて申請等を行うことができるようにし、書面手続きを電子化。（2021年4月）

通い容器に関する免税手続の簡素化の対象拡大（政令改正）

- 通い容器に関する免税手続について、簡素化の対象を輸出入ともにAEO承認を受けている者だけでなく、AEO輸出者とAEO輸入者が異なる場合等に拡大。（2022年4月）

EPAに係る税関HP掲載内容の充実

- EPAを解説するパンフレットや動画の掲載、EPA利用に関する要望・質問窓口設置、輸出国側が発給する原産地証明書に係る情報掲載等、掲載内容を充実。ページレイアウトも改善。

事前教示に係る見本の郵送による提出（通達改正）

- 品目分類の事前教示に係る見本（サンプル）等の提出について、郵便・宅配便等による受付を開始し、税関官署に持参しなくとも事前教示制度が利用できるように対応。（2021年7月）

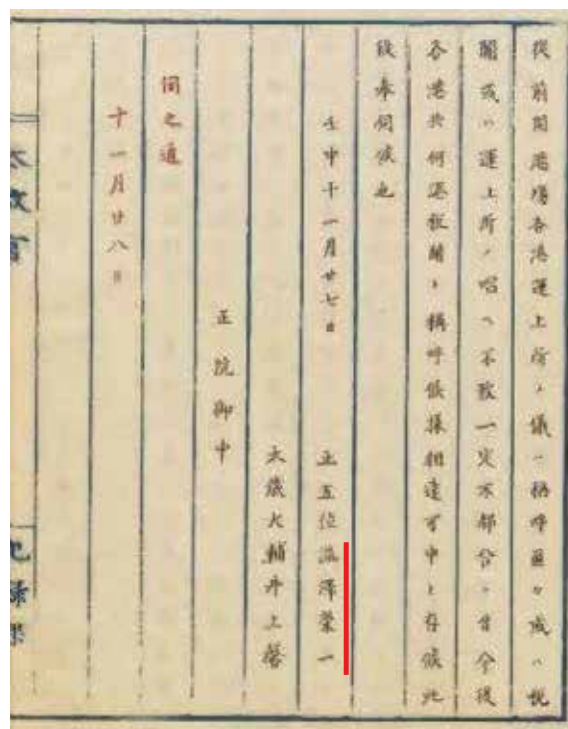
31

1. ロシア制裁に関する状況
2. 国際的な取組
3. スマート税関構想
 1. 進捗状況
 2. 税関を取り巻く環境変化への対応
4. 税関150周年

32

税関 150 周年

- 安政6年（1859年）、箱館（函館）、神奈川、長崎の港に「運上所」（税関の前身）が設けられた。
- 明治5年11月27日（1872年）、渋沢栄一と井上馨は大蔵省を代表し、「税関」「運上所」と異なっていた呼称を「税関」に統一してよいか、正院（太政官制における最高機関）に伺いを立てた。
- 翌11月28日、全国一律に「税関」と改められた。
（＝税関の発足）
- 令和4年（2022年）11月28日に、税関が発足して150年を迎えるにあたり、これまで税関が果たしてきた役割・意義を周知するため、様々な周年事業を予定している。



33

税関発足150周年事業①

➤ 税関150周年事業の趣旨

・150周年を機に、これまで**税関が果たしてきた役割・意義**について、**国民の理解を深め**、もって、一層安全で豊かな社会の実現や更なる貿易円滑化に貢献し、国民の幸せな未来と日本の発展のための一助とする。

※税関においても、本事業を通じて士気の向上及び一体感の醸成による組織力の強化を図り、税関の使命を果たしていく。

イベント

税関発足150周年記念式典

R4.11.28（月）都内ホテルにて開催予定。

フォトコンテスト

職員を対象に開催し、写真は特設HPで掲載予定。

小中学生絵画コンクール

日本関税協会との共催による絵画コンクール実施。

募集締切：R4.9.9（金）消印可

大学生フォーラム

貿易等をテーマにしたフォーラムの開催を検討中。

鉄道150周年×税関150周年

R4.6、JR品川駅開業150周年イベントに東京税関が参加予定。

税関発足150周年記念シンポジウム（仮称）

R4.11.25（金）大手町三井ホールにて開催予定。

（日本通関業連合会、日本関税協会、NACCSセンター主催）



フォトコンテスト
応募作品（一部）

小中学生絵画コンクール
募集パンフレット



東京税関によるJR品川駅での
ポスター掲示等（R4.4）

34

税関発足150周年事業②

制作物

記念ポスター、ロゴマーク

R3.5、記念ポスター、ロゴマーク公表。

キャッチコピー

R4.2決定（職員作成）。

特殊切手

R4.11.28（月）の発行が決定。



水際で守る 日本の未来



情報発信

税関150周年特設サイト（税関HP）

R4.4、特設サイトリニューアル。順次情報更新予定。

広報記念誌

現在執筆中。

記事の一部（税関の年表、各税関の紹介等）をHPに掲載。



特設サイト開設



記念誌の記事
（特設HP掲載中）

➤ 今後の予定

- ・各種周年事業について関係団体等と協力しながら、**計画から実行**へ。
- ・150周年特設サイト等を活用し、積極的に**情報発信**。

35

各通関業会定時総会の開催

各通関業会におかれましては、順次、定時総会が開催されております。
本年7月までに開催された各地区通関業会における定時総会に付きまして、ご報告致します。

東京通関業会 第75回定時総会

●日時：令和4年2月24日（木） ●書面決議にて開催

定時総会には、290社中194社の書面決裁を賜り、東京通関業会規約第19条に基づき会員半数以上の決裁提出があり、総会は成立致しました。

〔議案〕

- 第1号議案 令和3年度 事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度 収支決算に関する件
- 第3号議案 令和3年度 剰余金処分(案)に関する件
- 第4号議案 令和4年度 事業計画(案)に関する件
- 第5号議案 令和4年度 収支予算(案)に関する件
- 第6号議案 役員改選に関する件

以上の議案について、会員店社から書面決裁を賜り、いずれも賛成194、反対0をもちまして原案どおり承認されました。

また、残念ながら昨年に引き続き、表彰状贈呈式及び永年勤続者表彰式については中止とさせていただき、賞状及び記念品は各受賞者に送付致しました。

横浜通関業会 令和4年度定時総会

●日時：令和4年5月19日（木） ●書面決議にて開催

（議 案）

第1号議案 令和3年度 事業報告に関する件
第2号議案 令和3年度 収支決算に関する件
第3号議案 令和3年度 剰余金処分(案)に関する件
第4号議案 令和4年度 事業計画(案)に関する件

第5号議案 令和4年度収支予算(案)に関する件
第6号議案 役員の選任に関する件

書面決議の結果、上記6議題について、いずれも
原案どおり可決、承認されました。

神戸通関業会 令和4年定時総会

●日時：令和4年3月11日（金） ●書面決議にて実施

（議 案）

第1号議案 令和3年 業務報告に関する件
第2号議案 令和3年 決算報告に関する件
第3号議案 令和4年 事業計画案審議に関する件
第4号議案 令和4年 予算案審議に関する件

以上の議案につき、全会員店社から書面決議を賜り、全ての議案について提案どおり承認されました。



大阪通関業会 第77回定時総会

- (1) 開催日時：令和4年5月24日（火）16:00～16:45 (2) 開催場所：大阪新阪急ホテル「紫の間」
(3) 出席状況：対面47会員 委任状提出者135会員 合計182会員（全会員数240）
(4) 議長：米澤理事長

（議案）

- 第1号議案 令和3年度 会務報告の件
- 第2号議案 令和3年度 収支決算報告の件
- 第3号議案 剰余金・積立金処分(案)承認の件
- 第4号議案 令和4年度 事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 令和4年度 収支予算(案)承認の件
- 第6号議案 令和4年度 役員改選に関する件

各議案については、提案どおり承認されました。



米澤理事長



総会の全景



同上全景（手前役員・奥会員）

名古屋通関業会 第75回定時総会及び講演会

1. 第75回名古屋通関業会定時総会

(1) 開催日時：令和4年3月24日（木）

14:00～14:40

(2) 開催場所：ANAホテルグランコート名古屋
5階「ローズルーム」

(3) 出席者：会員総数156店社中、57店社が出席（委任状提出80店社）

(4) 議長：柘植理事長

(議案)

第1号議案 令和3年 事業報告に関する件

第2号議案 令和3年 収支決算報告に関する件

第3号議案 令和4年 事業計画(案)に関する件

第4号議案 令和4年 収支予算(案)に関する件

上記の4議案について審議が行われ、会員からは特に異議もなく、全会一致で原案どおり承認されました。

総会に先立ち、柘植理事長が、会員各店社に対し、業会の業務運営に対する理解と協力への謝辞の後、TPP11、日EU・EPA、RCEPなどによる貿易取引



議長（柘植理事長）

の複雑化・多様化、サプライチェーンにおけるデジタル化等の進展等に伴う通関業界及び通関士としての能力・専門性の向上及び在宅勤務やサテライト勤務、ダイバーシティへの取り組みに関して考えを述べられました。

また、本年も、通関業に課せられた責務を全うするため、さらに情報提供に努めつつ具体的な取り組みを進めていき、なお一層の理解と支援をお願いされ、挨拶を終えました。



総会風景



総会風景

2. 定時総会記念講演会

(1) 開催日時：令和4年3月24日（木）

15:00～16:05

(2) 開催場所：ANAホテルグランコート名古屋

5階「ローズルーム」

(3) 出席者：54社91名

(4) 講師：タケ小山氏（プロゴルファー・ゴルフ解説者）

(5) 演題：「己を知り、敵を知る」

ゴルフの「知恵」を「理解」し、「行動」して使うインテリジェント・ゴルフ論をお話ししていただきました。スコア90又は100を切るテクニックや独自のゴルフ論を笑いとユーモアを交えてお話しされ、ゴルフ愛好家が多い当会会員にとって、非常に有意義で参考となる講演となりました。



講演される「タケ小山氏」



講演会風景

長崎通関業会 第58回定時総会

- (1) 開催日時：令和4年7月6日（水）
14:00～14:50
- (2) 開催場所：サンプリエール 「シャトレ」
- (3) 出席状況：出席者51名（委任状20名）
- (4) 議長：牧 会長

（議 案）

- 第1号議案 令和3年度 事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度 収支決算に関する件
- 第3号議案 令和3年度 剰余金処分(案)に関する件
- 第4号議案 令和4年度 事業計画(案)に関する件
- 第5号議案 令和4年度 収支予算(案)に関する件
- 第6号議案 役員改選(案)に関する件



各議案は、いずれも全会一致で原案どおりご承認をいただきました。

函館通関業会 第65回定時総会

- 日時：令和4年6月9日（木） ●書面決議にて開催

（議 案）

- 第1号議案 令和3年度 事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度 収支決算に関する件
- 第3号議案 令和4年度 事業計画(案)に関する件
- 第4号議案 令和4年度 収支予算(案)に関する件
- 第5号議案 役員の補選に関する件

各議案はいずれも原案どおり承認されました。

沖縄通関業会 第50回定時総会

- 日時： 2022年6月13日 ●書面決議

（議 案）

- 第1号議案 2021年度 会務報告に関する件
- 第2号議案 2021年度 収支決算報告に関する件
- 第3号議案 2022年度 事業計画(案)審議に関する件
- 第4号議案 2022年度 収支予算(案)審議に関する件

各議案は原案どおり賛成多数で承認されました。

通関士セミナーの開催

(一社)日本通関業連合会は、去る6月8日(水)、「通関士として知っておきたいメガEPAの活用法(輸出編)」と題した“通関士セミナー”を開催しました。

本セミナーには、財務省関税局、経済産業省及び日本貿易振興機構(JETRO)から講師をお招きし、530名を超える多数の皆様から参加申し込みをいただきました。

近年、我が国ではTPP11、日EU・EPA及びRCEP協定といったメガEPAが相次いで発効し、これらEPAを活用した貿易の拡大、とりわけ我が国からの輸出拡大が期待されているところです。

このような状況の中、輸出入手続の専門家である通関士に対しては、メガEPAの有効活用によるアド

バイザー的役割に対する期待も大きくなってきていますが、当該セミナーは、これらの期待に対応すべく、当連合会が取り組んでおります通関士の専門性向上に向けた支援事業の一環として開催に至ったものです。

セミナー終了後に実施したアンケートでは、ご回答いただいた皆様の約98%から“大変参考になった”及び“参考になった”との評価を頂き、大変有意義なセミナーとなりました。

本セミナーの開催に当たり、深いご理解とご協力を賜りました財務省関税局、経済産業省及び日本貿易振興機構(JETRO)の皆様に対しまして、あらためまして心より御礼を申し上げます。

セミナー概要

(敬称略)

開会のご挨拶 内閣官房TPP等政府対策本部員内閣参事官 田中耕太郎
一般社団法人 日本通関業連合会 専務理事 今野 孝一

第1部 輸出におけるEPAの利用について

- ① 「EPAの概要」 財務省関税局関税課経済連携室長 井田 直樹
- ② 「原産地規則の概要」 財務省関税局関税課原産地規則室課長補佐 出口 雅也
- ③ 「輸出者による原産品申告書の作成及び事後確認対応上の留意点」
..... 財務省関税局関税課原産地規則室課長補佐 出口 雅也
- ④ 「特惠原産地証明書の申請手続き及び事後確認(検認)対応上の留意点について」
..... 経済産業省通商政策局経済連携課係長 豊田 明信

第2部 EPAの活用推進について

- ⑤ 「EPA・FTAの推進・活用」 経済産業省通商政策局経済連携課係長 北川 幸恵
 - ⑥ 「EPA税率の確認方法と留意点」 JETROお客様サポート部貿易投資相談課長 新井 剛史
 - ⑦ 「輸出におけるEPAの利活用事例」 JETROお客様サポート部貿易投資相談課長 新井 剛史
 - ⑧ 「輸出相手国における相談事例、トラブル事例」 JETROお客様サポート部課長代理 石川 雅啓
 - ⑨ 「輸出国における税関制度の確認方法」 JETROお客様サポート部課長代理 石川 雅啓
- 閉会のご挨拶 財務省関税局業務課長 小多 章裕

通関士セミナー
「通関士として知っておきたいメガEPA活用法(輸出編)」

【第1部】輸出におけるEPA

- ① EPAの概要
- ② 原産地規則の概要
- ③ 輸出者による原産品申告書の作成及び事後確認対応上の留意点
- ④ 特恵原産地証明書の申請手続き及び事後確認(検認)対応上の留意点
(第三者証明制度、認定輸出者制度等)

【第2部】EPA活用推進について

- ⑤ EPA・FTAの推進・活用
- ⑥ EPA税率の確認方法と留意点
- ⑦ 輸出におけるEPAの利活用事例
- ⑧ 輸出相手国における相談事例、トラブル事例
- ⑨ 輸出国における税関制度の確認方法

【第3部】質疑応答



田中耕太郎様



連合会 今野専務理事



連合会 北村総務部長(司会)



関税局 井田直樹様



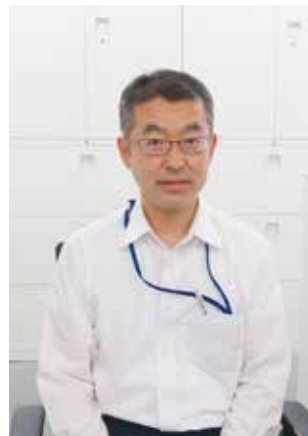
関税局 出口雅也様



経済産業省 豊田明信様



経済産業省 北川幸恵様



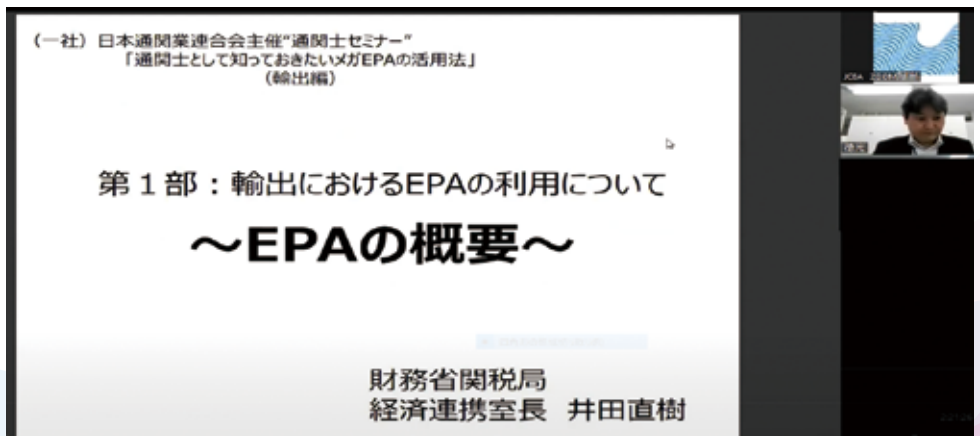
JETRO 新井剛史様



JETRO 石川雅啓様



関税局 小多章裕様



ダイバーシティ推進部会 ワーキングチーム(WT)

会合の開催

令和4年6月17日(金)14時より、オンライン方式によるダイバーシティ推進部会ワーキングチーム(WT)の初会合が開催されました。

本WTの設置等については、本年2月1日に第1回ダイバーシティ推進部会を開催し、部会としての

今後の活動方針について意見交換を行ったところ、部会委員より

- 通関業におけるダイバーシティ推進への取組みや取組状況が進んでいない原因等の実態把握と現状分析を行う必要がある
- 上記実態把握のためアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、部会としての活動方針の検討をおこなうべき

との意見が出され、また、併せて、調査・研究等の活動については「ワーキングチーム(WT)」を設置し、当該アンケート調査などを委嘱することが了承されたことから、ダイバーシティ推進部会の下に「ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム(WT)」が設置されました。



当日は、会議の冒頭にダイバーシティ推進部会の渡辺部会長より挨拶を頂き、その後、議題「通関業会におけるダイバーシティへの取組に関する調査項目の実施について」意見交換を行いました。

アンケート調査実施方法、また、調査項目等に関

〔渡辺部会長挨拶〕

ただいまご紹介のありました渡辺でございます。

ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム（WT）会合の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、去る2月に開催されました「ダイバーシティ推進部会」において、部会長を拝命いたしました。通関業界のダイバーシティの推進に向け、微力ながら尽力をつくして参りたいと思いますので、ご支援をどうかよろしくお願いいたします。

ところで、私は日本通関業連合会の理事を努めさせていただきましてから3年になりますが、通関業界のことについては素人です。皆さんには、現場の実態など、何でも結構ですので、教えていただきますようお願いいたします。

ちょっと、私事をお話させていただきたいと思います。

私は、これまで約40年間、外資系企業で勤めて参りました。業界全体が男性社会という中で、自分のキャリアをどう磨いていくか、どうやって男性とうまく仕事をやっていくか、何もかもが手探りの中、失敗や苦労もたくさん経験いたしました。ロールモデルもない状況の中、女性初の管理職に任命され、前例のない現場の責任者となって周囲からは期待や不安の目で見られることも多々ありました。そう

して、WTの皆様より多くの意見が出され、大変有意義な会合となりました。

頂いた意見等を踏まえ、アンケート調査項目等を固めて、7月中にアンケート調査を行うこととしています。



いった経験は、通関業界においても活かせるのではないかと考えているところです。

本日の会合は、先日開催されましたダイバーシティ推進部会で、部会委員の皆さんから「今後の部会の活動方針を考えるに当たって、業界の実態を把握することが先決ではないか。」「そのためにはアンケート調査を実施してはどうか。」といった意見をいただいたことを受け、アンケート調査の実施方法や内容について、皆さんからご意見を伺いたいと思っています。現場の実態に即したアンケート調査にしたいと思いますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、簡単ではありますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。



車で巡る成田空港、周辺の近景



成田国際空港は、東京都心から東に60kmの千葉県成田市に位置する日本最大の国際空港です。1978年5月に開港し、現在は、2本の滑走路と3つのターミナルを有する空港で、東京国際空港（羽田）とともに首都圏の人と物の空の玄関口です。

休日に、カメラ片手に成田空港と周辺を車で巡ってきましたので紹介いたします。

▶ 第1ターミナル（写真①）

1978年の開港は、1本の滑走路と1つのターミナルでオープンしました。中央ビルと南北ウィングからなるターミナルは幾多の増改築が行われ、現在は当初の2倍以上に拡張されています。ターミナル正面に見える「成田国際空港」の表示は、開港時には新東京国際空港でした。2004年の民営化により、現在の名称に改称されました。

▶ 第2ターミナル（写真②、③、④）

第1ターミナルの狭隘化に対応して1992年オープンした第2ターミナルは、本館とエプロンに突き出るサテライトから構成されます。本館は横に長く伸びており、3階出発ロビーにはA～Tのチェックインカウンターが列をなしています。コロナ禍で激減した利用客ですが、早く賑わいを取り戻して欲しいものです。



①成田国際空港第1ターミナルの前景



②成田国際空港第2ターミナルの全景



③第2ターミナル3階出発ロビーの前景



④第2ターミナル3階出発ロビー玄関口

▶ 第3ターミナル（写真⑤、⑥）

2015年にLCC専用のターミナルとしてオープンしました。その後、需要拡大に応じて増改築が行われ、本年（2022年）4月5日に拡張エリアがリニューアルオープンしました。ターミナルへのアク

セスは、第2ターミナルから徒歩10分ほどの距離を、陸上競技場のトラックを模した動線案内表示のある歩行専用通路を利用します。



⑤第3ターミナル



⑥第3ターミナルアクセス歩行者通路



⑦成田公設地方卸売市場

▶ 成田市場（写真⑦）

成田市場は、本年（2022年）1月20日市内の別の場所から空港に隣接した場所に移転して、新たにリニューアルオープンしました。通常の市場機能に加え、農水産物の輸出に必要な輸出検疫、通関手続きを一貫して行うことができる「ワンストップ機能」を備える物流施設です。

▶ さくらのやま（写真⑧、⑨、⑩、⑪）

A滑走路北端に隣接した小高い丘に「さくらのやま」公園があります。桜の季節は、多くの花見客が訪れます。公園からは滑走路を一望することができ、空を見上げると間近に離着陸する航空機を大迫力で見ることができます。航空機マニアがシャッターチャンスを狙っています。



⑧「さくらのやま」から望む、離陸待ちの航空機



⑨「さくらのやま」から望む、管制塔とランプコントロールタワー



⑩「さくらのやま」から頭上を見上げる、着陸機



⑪「さくらのやま」空の駅さくら館

▶ さくらの丘（写真⑫、⑬、⑭、⑮）

さくらのやまから、反対側のA滑走路南側の整備地区に近い丘の上に「さくらの丘」公園があります。

さくらのやまと別の角度から航空機を見ることができます。夕日に向かって離陸する航空機（南風のとぎ）を眺めることができます。



⑫「さくらの丘」登口



⑬「さくらの丘」から眺める離陸機



⑭「さくらの丘」公園



⑮「さくらの丘」から望む離陸機

▶ 成田山新勝寺（写真⑬、⑭、⑮）

成田山新勝寺は、1080余年の歴史を持ち、年間1,000万人を超える参詣者が訪れる全国有数の寺院です。広大な境内には数々のお堂のほか、自然豊かな公

園があります。成田のお不動さまとして広く親しまれています。本堂では毎日、御護摩祈祷が行われています。毎年お正月を迎えると、東京通関業会成田支部では空の安全、業界の発展を祈願して参詣しています。



⑭成田山新勝寺本堂



⑬成田山新勝寺総門



⑮成田山新勝寺の本堂、香閣、三重塔

東京通関業会 成田支部

各通関業会業務報告

東京

- 4月15日 通関士部会委員会
19日 通関士部会ダイバーシティ推進分科会
20日 本関通関協議会女性部会
21日 日本通関業連合会令和4年度第1回理事会（会長出席）
// 関税局業務課との意見交換会（会長）
// 本関通関協議会
21日～22日 令和4年度新任通関士オンライン研修
22日 通関士部会役員会
5月13日 通関士部会委員会
17日 東京通関業会講演会
18日 本関通関協議会女性部会
23日～27日 通関業務従業者研修
25日 本関通関協議会
26日 通関士部会役員会
31日 （一社）日本通関業連合会社員総会
// 日本通関業連合会講演会（講師：阪田関税局長）

横浜

- 4月5日 本関地区通関協議会
7日 横浜通関業会会計監査
11日 横浜通関業会総務委員会
20日 宇都宮地区通関協議会
21日 宮城地区通関協議会
25日 通関業会研修委員会
27日 通関士部会情報委員会

4月期横浜通関業会理事会（書面決議）

- 5月8日 本関地区通関協議会
18日 宇都宮地区通関協議会
19日 宮城地区通関協議会
// 横浜通関業会総会（書面決議）
// 横浜通関業会功労者表彰
23日 通関士部会業務委員会
24日 三役会
31日 通関士部会アンケート委員会

5月期横浜地区密輸撲滅キャンペーン（中止）

5月期宮城地区密輸撲滅キャンペーン（中止）

神戸

- 4月7日 通関士部会総務委員会（WEB）
// メガEPA参考情報No12発出
14日 メガEPA参考情報No13発出
20日 通関時報4月号発行
21日 第1回理事会（WEB）
// 通関士部会役員会（WEB）
// メガEPA参考情報No14発出
28日 メガEPA参考情報No15発出
5月12日 通関士部会総務委員会（WEB）
// メガEPA参考情報No16発出
16日～24日 第1回従業者研修（WEB）
19日 第三者証明セミナー（WEB）
// メガEPA参考情報No17発出
20日 通関時報5月号発行
23日 関税局業務課長との意見交換会（於：神戸税関）
26日 通関士部会役員会（WEB）
// メガEPA参考情報No18発出

- 27日 第1回女性通関士会役員会（対面 & WEB）
- 31日 日本通関業連合会第28回通常社員総会（理事長出席）

大阪

- 4月20日 通関士部会 第75回業務委員会
 // 通関士部会 第66回総務委員会
 // 通関士部会 第27回システム委員会
 // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会
- 27日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）
- 28日 大阪通関業会会計監査
- 5月11日 令和4年度第1回大阪通関業会理事会
- 12日 通関業セミナー「原産地証明書の不備の取扱いについて」
- 13日 通関士部会会計監査
- 18日 通関士部会 第76回業務委員会
 // 通関士部会 第28回システム委員会
 // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会
- 24日 第77回大阪通関業会 定時総会
- 25日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）
- 27日 令和4年度第1回新任通関業務従業者研修
- 31日 （連）第28回通常社員総会

名古屋

- 4月6日 一水会・理事会（理事・監事）
- 12日 本関通関事務研究会
- 13日 税関統計実務研修
- 14日 通関士部会幹事会
- 19日 清水支部沼津通関懇話会
 // 清水支部通関士部会支部定例会
- 20日 中部空港通関事務研究会

- 20日 清水支部浜松通関懇話会
- 21日 西部通関事務研究会
 // 清水支部通関事務研究会
 // 豊橋地区通関事務研究会
 // 第1回理事会及び関税局業務課との意見交換会（連合会）
- 25日 清水支部通関業法・AEO関係研修
 // 清水支部御前崎通関担当者連絡会
 // 諏訪地区通関懇談会
- 26日 清水支部興津通関担当者連絡会
 // 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
- 28日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- 5月10日 本関通関事務研究会
- 11日 春の取締強化期間におけるキャンペーン（稲永・金城・飛島）
- 12日 一木会・通関士部会幹事会
- 13日 役員専門研修
- 17日～19日 通関事務基礎科研修
- 17日 清水支部通関士部会支部定例会
 // 清水支部沼津通関懇話会
- 18日 清水支部浜松通関懇話会
- 19日 西部通関事務研究会
 // 清水支部通関事務研究会
 // 豊橋地区通関事務研究会
- 23日～25日 清水支部通関事務基礎科研修
- 24日 清水支部興津通関担当者会議
 // 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
 // 諏訪地区通関懇談会
- 25日 AEO制度研修
 // 中部空港通関事務研究会
- 26日 通関業法・AEO関係研修（空港）
 // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
 // 清水支部御前崎通関担当者連絡会
- 27日 商品分類及び減免税研修（中部空港通関事務研究会）

門 司

- 4月12日** 会員周知「対ロシア経済制裁（ロシアからの一部輸入禁止措置）」について
- 13日** 会員周知「ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置に関する税関の取扱い」について
- 15日** 会員周知「カタルヘナ法による輸入手続きの対象貨物の追加」について
- 21日** 会員周知「ロシアを原産地とする貨物の適用税率」について
- // 門司通関士部会関門支部本関地区会議
(門司港湾合同庁舎共用会議室)
10:30~12:00
会員26名、専務理事出席
税関 収納課長、
統括審査官等 3名出席
検疫所 1名出席
動物検疫所 2名出席
・自動車通関証明書の発給申請について
・通関業者による納税保証について
・令和4年度関税改正等について
・輸出入非違事例等について
・食品等輸入届出における留意事項
・水産動物の輸入手続きについて 等
- 22日** 「門司税関幹部と通関業会役員との連絡会」
(門司倶楽部) 16:00~17:00
税関側出席者：門司税関長、各部長、署所長等 12名
通関業会出席者：会長、副会長、理事等 26名
【税関側説明】
・最近の監視行政について
・令和4年度関税改正等について
・令和3年度の貿易動向等について
【通関業会側説明】
・自動車部品の輸入現状について

・ウクライナ危機に伴う国際物流への影響や関連情報等について

- 5月11日** 会員周知「企業等のワクチン団体接種促進の働きかけ」について
- 13日** 会員周知「ロシアに対する輸出禁止措置」について
- // 会員周知「ロシアの特定団体の追加指定」について
- // 門司通関業会役員会開催案内の発出
- 16日** 会員周知「ロシアに対する輸出禁止措置」について
- // 会員周知「通関士セミナーのご案内」
- 20日** 会員周知「通関士セミナーのご案内」再周知
- 24日** 会員周知「2022年〈前期〉通関士専門研修」の案内について
- 31日** 門司通関業会 令和3年度 監査 事務室 11:00~12:00
監査役：東海運(株)、(株)シーゲートコーポレーション
- // 会員周知「NACCS関連資料」の送付（NACCSを快適に利用いただくための機能紹介第8回）」

長 崎

- 4月6日** ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回についての周知
- 12日** ロシアからの一部物品の輸入禁止措置の周知
- 13日** ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入禁止措置に伴う税関の対応についての周知
- 14日** 通関非違事例（令和4年1月から3月分）の周知
- 15日** カルタヘナ法による輸入手続きの対象貨物の追加の周知
- // ロシア等への輸出に関するFAQの周知

- 19日** 取締強化期間への協力依頼の案内
 //
- 21日** ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について（関税局長通達）の周知
- 5月13日** ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置の実施（輸出貿易管理令の一部改正）についての周知
 //
- 16日** 通関士セミナーの申し込みについての案内
 //
- ロシアに対する先端的な物品等の輸出禁止措置に伴う税関の対応について（関税局長通達）の周知
- 24日** 通関士専門研修受講の案内
- 31日** NACCS通信（通関8）の配信

函 館

- 4月12日** 会員周知：対ロシア経済制裁（ロシアからの一部輸入禁止措置）について
- 21日** 函館通関業会通関士部会定時総会（函館市）
 //
- 会員周知：ロシアを原産地とする貨物の適用税率について
- 27日** 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）
- 28日** 会員周知：税関の取締強化期間のお知らせ

- 5月13日** 会員周知：ロシアに対する輸出禁止措置について
 //
- 会員周知：ロシアの特定団体の追加指定について
- 14日** 会員周知：ロシアに対する輸出禁止措置について
- 16日** 会員周知：日本通関業連合会 オンライン通関士セミナーのご案内
- 24日** 会員周知：2022年〈前期〉通関士専門研修の実施について
- 25日** 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）

沖 縄

- 4月13日** 沖縄地区税関との令和4年度第1回通関連絡会開催（於：港湾合同庁舎会議室）
- 22日** 令和3年度の会計監査を実施
- 5月13日** 関税局長との意見交換会（於：税関業務部長室、当会三役参加）
 //
- 沖縄地区税関発足50周年記念式典（於：那覇空港税関支署旅具検査場活用）
- 20日** 沖縄地区税関発足50周年記念講演（講師：税関長、於：沖縄コンベンションセンター）
 //
- 上記会場内で密輸撲滅キャンペーングッズ配布（椅子席の活用、税関並びに当会三役）
- 27日** 令和4年度第1回理事会開催（総会議案書の審議、会議室6名参加）



貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は、お客様の諸問題を解決することができます。

在宅勤務の諸問題を解決!!



通関業者様

在宅勤務での業務をスムーズにしたいけど…

通関業務の在宅勤務の開始要件が緩和されたので、“Withコロナ”時代の働き方としてテレワーク体制を拡大したいのですが、**通関書類のやり取りをもっとスムーズにしたい**です。

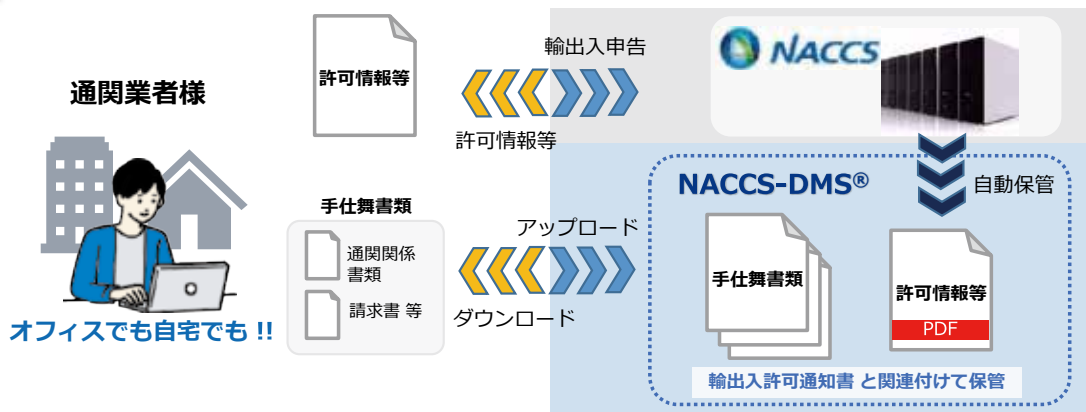
NACCS-DMS®にお任せください!!

NACCS-DMS®を導入することで、**出社している方も在宅勤務の方も**NACCSの検索・ダウンロード機能を利用して**許可書や通関書類の取得が可能!!**
もう書類を外に持ち出す必要はありません!!



NACCS
センター

サービスイメージ



※保管される件数によっては割安なプランを日本通関業連合会経由で申し込むことができます。

お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人 日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは
「NACCS-DMS」
で検索!

NACCS DMS 🔍

税関150周年記念 特別企画

見つけたよ。小中学生絵画コンクール わたしの地域の税関



「税関イメージキャラクター」
カスタム君

財務省・税関は、明治5年11月28日（1872年）、今日の税関の前身である運上所（うんじょうしょ）から名称を「税関」と改められて以来、日本の貿易の健全な発展と安全な社会の実現に大きな役割を担い、2022年に税関発足150周年を迎えます。

このたび税関発足150周年を記念し、特別企画として、我が国の将来を担う小中学生に対して税関や貿易等をテーマとした絵画の制作を通じて、税関の役割や私たちの生活に欠かせない国際貿易等について関心をもっていただくことを目的として「小中学生絵画コンクール」を実施することとなりました。

対 象

小学生の部（小学4年生～6年生）
中学生の部（中学1年生～3年生）

締 切

2022.9.9(金)
当日消印有効

各 賞

財務大臣賞（各部門）1名（計2名）

→賞状及び副賞（図書カード2万円）、記念品

税関長賞（各部門）各税関1名（計18名）

→賞状及び副賞（図書カード1万円）、記念品

日本関税協会理事長賞（各部門）各税関1名（計18名）

→賞状及び副賞（図書カード5千円）、記念品

優 秀 賞（各部門）25名（計50名）

→賞状及び副賞（図書カード1千円）、記念品

奨 励 賞（両部門の中から）150名

→記念品



税関150周年記念 特別企画
小中学生絵画コンクール 特設サイト
<https://www.kanzei.or.jp/customs150/>

税関の仕事、税関の建物、港、船、空港、飛行機など、 税関や貿易に関するものを描いてみませんか？



日本の産業の発展を見守り続けて—外国貿易に携わる税関の歴史は近代日本の産業の歴史でもあります。現在では建て替えられたものが多いですが、中には90年近い歴史がある税関の建物もあります。



海上パトロールで国民の安全を守る—密輸貨物は反社会勢力の資金源になったり、みんなの健康を害するものもあります。これらを未然に防ぎ、国民の健康や安全を守るのも税関の仕事です。



麻薬探知犬が検査で大活躍！—イヌは人間とは比べものにならないくらい優れた嗅覚の持ち主です。その抜群の嗅覚で、輸出・輸入貨物や海外旅行者の荷物に隠された麻薬などを見つけ出します。



輸出入貨物の通関は貿易の最前線—日々さまざまな貨物が日本から輸出されたり海外から輸入されたりします。税関ではこれらの貨物に必要な検査をして適正な通関を確保し、安全・安心な社会の実現を目指します。

応募方法など詳しくは次の頁または、特設サイトをご覧ください。

共催：公益財団法人 日本関税協会／財務省・税関



43 JCBA4.7



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796
E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp
URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

編集兼発行人：池 田 景 光

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。